

CALE NEWS

Center for Asian Legal Exchange
名古屋大学法政国際教育協力研究センターニューズレター

今号の記事

■ 特集 名古屋大学モンゴル日本法教育研究センター 設立10周年

- 法整備支援国際協力の一つの到達点 2頁
名古屋大学大学院法学研究科特任講師 山本 哲史
- 10年を振り返って 4頁
名古屋大学モンゴル事務所特任助教 B. オランゴ

■ TOPICS

- 連携企画「アジアのための国際協力in法分野2017」
—法整備支援のすそ野を広げるには— 6頁
法務省法務総合研究所国際協力部長 阪井 光平
- CALEサマースクールで考える法整備支援の意義 7頁
弁護士・元コートジボワールJICA長期専門家 原 若葉
- 日本法教育研究センター学生の
上川陽子法務大臣表敬訪問 8頁
- 筒井宣政・東海メディカルプロダクツ会長へ紺綬褒章を伝達 9頁
- 韓国法制研究院長及びベトナム国家と法研究所長来訪 9頁
- サマースクールで学んだこと 10頁
名古屋大学法科大学院修了生CALE院生研究協力員 佐藤 朋美
- 夏季セミナー
日本での二週間 11頁
ウズベキスタン日本法教育研究センター ウバイドラエフ ダブロンベック
- 夏季セミナーに参加して 11頁
ホーチミン日本法教育研究センター グエン ティ タオ ヒエン

■ アジア法・法整備支援研究の最前線

- ミャンマーにおけるビジネス環境及び法改革 12頁
ミャンマー学術アカデミー会員/元ヤンゴン大学法学部長 ドウ タン ヌエ

■ New ラオス便り 14頁

- 名古屋大学大学院法学研究科特任講師 浜元 聡子
- ### ■ 留学便り
- アジアサテライトキャンパス学院第1期生修了
モンゴルにおける行政訴訟—コントロール型から救済型へ 16頁
名古屋大学大学院法学研究科博士課程後期課程3年
モンゴル・ウランバートル市控訴行政裁判所判事 ツォグド ツェンド
- アジアサテライトキャンパス学院プログラムを通じた法学研究能力の向上 16頁
名古屋大学大学院法学研究科博士課程後期課程3年
ベトナム計画投資省法律アドバイザー グエン ホアイ ソン

■ センター長便り 17頁

- 名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 小畑 郁

■ 行事など 18頁

No.39

2017.9.30

法整備支援国際協力の一つの到達点



名古屋大学
大学院法学研究科
(モンゴル法学担当)
特任講師
山本 哲史

■ 記念行事の概要

2006年9月の設立から10年を経た今年3月20日、在モンゴル日本法教育研究センター（以下CJLM）に関係する人々が一堂に会し、これまでの軌跡を確認するとともに、今後のさらなる展開の方向性を問うための行事が開催された。

私は2015年8月にこちらに赴任し、以来、CJLMに関わってきた先人たちが築かれた財産のようなものを嗅ぎとることが幾度もあった。そのマイルストーンとして10周年記念事業は是非とも開催すべきと考えようになっていたが、他方、予算的に開催を控えるべしとの否定的な声の一部からは上がっていた。予算が無ければ無いなりにできることがあるだろうということの一部の有志と話し合っていたところ、CJLMをホストしてくださっているモンゴル国立大学（MUIS）法学部の関係者らが全面的にサポートしてくださる運びとなった。こうした方々にまずは感謝を申し上げたい。

記念行事はCJLMの修了生の同窓会を非公式の前夜祭とし、各種来賓を迎えての記念式典およびシンポジウムを本会として企画された。式典では市橋克哉・名大副総長（当時）が主催者挨拶を務め、MUISからは就任したばかりのトモルバートル学長が祝辞を述べた。在モンゴル日本大使館の高岡正人大使からも来賓祝辞が述べられ、CJLMの大きな成果が賞賛された。地元メディアにも夜のニュースで大々的に取り上げられた。



CJLM同窓会の集合写真

シンポジウムにおいてはCJLMの卒業生や現役学生それぞれによる経験や意見が披露された。次いで小畑郁CALEセンター長をはじめとするパネリストらによるセッションにて、日本法教育の現状と課題について議論が行われた。さらにMUISでCJLMを草創期よりサポートしてくださっているナランゲレル教授らによるCJLMへの高い評価と今後のさらなる展開への期待が示された。また、モンゴル弁護士会が名大のこれまでの活動に敬意を示し、市橋名大副総長（当時）と小畑CALEセンター長に名誉勲章を授与するというサプライズもあった。

会を締めくくったのは「ゆっくりいけば到達する」というモンゴルの諺を紹介する石井三記法学研究科長による挨拶であった。目先のことに踊らされず真理に近づくことこそ教育の本質であるとする重要な指摘であったと思う。

■ モンゴル日本法教育研究センターの歩み

私はCJLMには関わりのない人間であったが、友人の中村真咲さんがMUIS法学部へ留学のため渡航する際に、大阪港から出港するフェリーで北京まで彼の荷物を担いで同行した者である。中村さんはその後、留学期間中に様々な友好関係を展開され（この学术交流における貢献が認められ、2016年にMUIS法学部が名誉博士号を授与）、もちろんその他多くの方々も貢献があり、2006年9月にCJLMが設立されたのである。なお、名大法学部とMUIS法学部の交流が始まったのは1994年10月に遡る。2000年には学术交流協定が締結され、2006年には全学協定へと展開という流れの中にCJLMの設立も位置付けられる。

設立時に入学した最初の学生7名が修了式を迎えたのが2011年6月のことである（現時点までの修了生45名。現役生は47名）。他のセンター同様、CJLMに

においても教育は妥協を許さないものとなっている。各県の成績上位2名のみが入学を許されるというこのエリート校の、特に上級生らと話してみれば、日本語だけでなく会話の内容としても実に論理明晰かつ信義に足る考えを持っているこ

とに驚嘆させられることが少なくない。

■人というものは鞍をつけた馬さえもその胸に納めることができる

モンゴルの学生は「優秀」という評価を頂くことがある。私はそれを聞いた時、どこか不本意な気持ちになる。日本語が上手であるとか、その前提として、そもそも言語体系や文法が日本語と近いのである、といったことばかりが安易に想定されているように思われるからである。CJLMの学生が「優秀」であることの背景について、もう少し理解が深まればよいと考え、以下、若干の私見を述べる。

学生の実家など、遊牧民の家庭に寝泊まりして生活を共にさせていただくことが何度かあった。私は国際協力というものとは単純でなければならないと考える者の一人である。国や組織が出てこようと、人がその根っこの部分にはいる。人を知らず、制度や予算や内部規則の話ばかりをして何になるだろう。人や相手を見ず、合わせようとしないう「国際協力」は、力任せに強者が弱者に考えを押し着せる形となり、植民地主義と何ら変わらない実態をもたらしかねないと私は考えている。名大の一部にそのような態度で相手と接しようとする者がいることに何度か遭遇し、その度に反感を覚え対立したこともあった。

一方で、法実証主義という現在までの法学の主流的な考え方のなかでは、やはり実定法（各国が成立させその有効性を保っている規範）こそが重視される。その実定法が裁判所をはじめとする権威によってどのような解釈のもと、どのような意味と力を与えられているのか。その姿をまず客観的に描き出すこと、次いでそれに必要に応じた批判を加えようとするものが法学のさしあたりのスタイルということになる。

このプロセスの中では、下手をすると人に触れ合う機会を逸してしまう。もちろん、都合の良いところで表面的に仲良く人と付き合い、ということではない。人や社会というのは、良くも悪くも相対的にしか評価できないものであり、見る

目や立場が変わればその姿も自ずと違ってくるものである。こうした意味で、私は法を座学の対象として重視することと、その法を成立させている社会を、読み物だけでなく様々な人を通じて理解することを両輪として、これからの法学というものは鍛錬研磨してゆかねばならないと考えている。

翻って、モンゴルの学生の「優秀」さについてである。彼らこそは相手を見て相手を尊重し、相手に合わせる力において優れているものと私は考えている。それは彼らが自分の国の文化や伝統を軽視していることを意味しない。我々日本人が、協力を提供する立場から協力を求める立場の人々と接する際に忘れがちな、ともすれば最初から意識さえしていないような、互いの立場に配慮し高め合おうとする気持ちを、彼らは伝統のなかで育てているように思う。

学生達だけでなく、こうしたことに配慮のある優れた教員がCJLMには配置されてきた。例えばこの後に筆をとられているオランゴ先生のように日本社会の上も下も知るような優れた教員に支えられて、彼らは大きく飛躍することができている。オランゴ先生は名大で国際コミュニケーション学の修士号を取得後、日本語教育学の立場に凝り固まらず、CJLMで働きながら法学修士号をMUISからも取得するなど、相手（法学）に合わせる心を持っている。教員の姿を見て学生も自ずと導かれる。

こうしたことが、モンゴルの学生は「優秀」という評価の内実であるように思う。論理的であったり言葉ができるということは能力の一端に過ぎない。馬上で育つモンゴル人は、やがてその大きな馬をも自身の胸に抱けるほどのスケールに達する。寛容な心を持っていることがモンゴルの学生が「優秀」と評されることの正体なのではないか。我々日本人が最も学ばねばならない点であるようにも思う。



10周年式典後の集合写真

10年を振り返って



名古屋大学
モンゴル事務所
特任助教
B. オランゴ

■ 10年はひと昔～日本法教育研究センターの教室づくり

CJLMでは、普段はモンゴルの法律を勉強している学生に、日本語と日本法を教授している。私は2006年9月のCJLMの設置の準備段階から今日まで、センターの活動に一貫して関わってきた立場から考えることを書いてみたいと思う。私自身、日本語で日本法を勉強することの魅力はどこにあるのかについて常に考えながら授業を行ってきた。こうしたことを中心に、現時点での考えとその背景について少しご紹介する。

モンゴルは75年もの間、ソ連の強い影響下で国づくりをし、政治制度、法制度、社会構成についてもソ連の指導を受けて整備してきた。国民の教育も他のソ連の国々の教育機関における教授法と同じく、モンゴルの教育制度の中に導入されていた。モンゴル国立大学の先生方の中にも、ソ連や東ドイツにおいて教育を受け、学位を取得し、モンゴルで活躍されている先生が多い。特に法律の知識に関しては、こうした教育を受けた先生がほとんどであった。

このような背景もあり、日本法教育研究センターを設立することの趣旨、または日本法を勉強することの重要性について理解している人は少数であったが、将来、CJLMで教育を受けたモンゴルの学生が両国の架け橋と



一期生たちと夏期セミナーにて

なり、モンゴル国にとって貴重な人材となることを見通していた優れた先生方も一部にはいた。こうした先生方の支援のもと、2006年5月からモンゴル国立大学法学部の中に日本法センター用の教室づくりが始まった。

法学部が当初用意してくれたCJLMのための教室は、真ん中にチョークや砂が積んであり、壁には手を洗うためのシンクがいくつも並んでいるような、犯罪現場の検証を行う方法を教授するための実験室であった。この状態の教室から本当に授業ができるような形に整備できるものか不安ではあったものの、2ヶ月後には、センターの事務室、その隣にセンターの図書館、そして、教室の計3部屋の整備は完成した（現在までにさらに1部屋を追加）。

当時、日本法教育研究センターのスタッフは私ともう一名の2人だけだった。モンゴル人よりモンゴル語が堪能な田中華子先生と、日本留学を終えて帰ってきたばかりの私。田中先生は人類学者でモンゴル人の家系図を研究しており、モンゴル語で書くこと、話すことだけでなく、モンゴルの古い縦文字も得意な、遅しく頼りになる方であった。このような田中先生と私は、時には業者の様に物を運んだり、時にはインテリアデザイナーの様に室内の物の配置などにアイデアを出すなどして、学生が快適に勉強ができるよう、センターの設立に向かって励んだ。

■ 開所式

2006年の9月7日。日本では、9月という収穫の秋と言い、果物が美味しい季節。近年はまだまだ夏が終わらず暑いくらいの季節でもある。一方その年のモンゴルの場合、その9月7日は初雪。日本法教育研究センターの開会式に日本からお越しいただいた先生方はさぞや寒い思いをされたと思う。

ところで、モンゴルでは、大切なイベントや行事の時に雨か雪が降ると、それを連れてきた人は一番恵まれていると言い、祝福する習慣がある。年間を通じて乾燥しており、夏が短く寒暖差の激しいモンゴルでは、家畜のため草原の草が豊かに育つようにと願い、降水はとても喜ばしいものと考えられている。ともかくも、日本法教育研究センターが設立されたのはこのようなとても寒い日の朝のことであった。

■ 価値観の変化

私はCJLMの教員として着任する前、名大大学院国際開発研究科において、『現代モンゴルの若者の価値観の変化』というテーマで修士論文を書いた。社会主義国から民主国に移り変わろうとしていた時期のモンゴル人、特に学生から社会人になったばかりの新しい世代の若者たちの価値観は、75年にも及ぶ社会主義の思想、理念のもとで教育をうけ、育てられてきた人々の価値観とどこが違うのか。そしてどのように変わっていくものか、というプロセスについて、参考文献だけでなく、自身や周囲の人間たちの異文化体験も踏まえて研究した。

価値観という概念には、様々な定義と考え方がある。学説の中には、価値観が成り立つのに大きな要因となるのは、子供のときから聞いて、言われて、学習して、見て、しつけられてきた、基礎となる「自分の感覚」と、それに「自分が経験してきた物事」である、という有力な考え方がある。価値観を育てるものとは、生まれ育てられた国の伝統、文化とは異なる文化を体験することによって生じる感覚・意識であるという考え方である。

この意味で、CJLMの学生たちがモンゴルの法律を勉強しながら、日本語を学び、日本語で日本の法制度、政治・社会、文化について勉強していることには、単なる学問的な知識を身につける以上の意味がある。母国の伝統、思想、文化を大切にしつつ異文化を体験することによって、物事について考えたり、比較したりし、探ったりしながら、新たな価値観を身につけていくことで、自国文化への理解をさらに深めることができる。例えば、モンゴル人には国を愛する気持ちが強く、親や年配の人を尊敬するという当然の常識がいまだに強く存在する。一方で、日本人と接することで気づかされることは、日本人にとっては当たり前のことであるが、自分を低くし、相手を立てることやチームワークで仕事や勉強をすること、努力することの大切さ、という考え方がある。こうした差異の中に自身を飛び込ませ、価値観を揺さぶる体験ができる点に、CJLMの教育の魅力の一つがあるように思う。

モンゴル国立大学の法学部の先生方の間では、日本法センターの学生の受講態度が良い、と評判である。特に時間遵守の面も含めて、礼儀正しく真面目であり、

勉学に集中する姿勢が他の学生と比べて極めて優れていると評判になっている。こうした受講態度は他の学生にも広まり、結果的に教室運営が快適となり、勉学がさらに捗るという好影響を与えているというのである。

また、過去に様々な先生がCJLMに関わってこられたが、特に現在の教員たちが意識して伝えようとしていることが「考えることの重要性」である。法学の授業では、日本の判例研究や、それとの比較においてモンゴルの法体系における判例の意味を考えるということが取り組まれている。特に上級生たちは、日本法の授業で受ける刺激に目を輝かせている。モンゴルの法学部の授業と比べて、学生に思考を巡らせ、互いに議論し、概念を正確に理解し、批判すべき点を批判しながら問題の法的構成を工夫するという、いわゆる「法的思考能力」を徹底的にトレーニングする先生がモンゴルに赴任して来たことにより、CJLMはさらに一段高いステージに来たと確信する。

学生たちには、自国の社会問題についてまず触れてから、法的に構成することが教育されている。課外研修では名大博物館の派遣する研究者らとも連携し、普通では見ることのできないモンゴルの産業や自然に関する見聞を広げることもできている。法学教員と日本語教員の連携も含め、名大事務所もこれをアレンジする立場から支援し、理想的な学術連携を実現できていることもCJLMの強みの一つである。

こうして、日本法教育研究センターのモンゴルの学生の態度、成果、そして先生方のご尽力、誠実さによって、日本法センターに対する理解度、信頼度が高まり、モンゴル国立大学において実施されている事業の中で、最も高い評価を得ているのがCJLMなのである。



課外研修の一コマ（土壌汚染を見学）

連携企画 「アジアのための国際協力in法分野2017」 — 法整備支援のすそ野を広げるには —

法務省法務総合研究所
国際協力部長・検事
阪井 光平

この連携企画の沿革及び法務省法務総合研究所国際協力部の近時の取組については、本誌第38号において、当部の松尾宣宏教官が語っています。この連携企画は、法務省が2009年に行った「私たちの法整備支援～ともに考えよう！ 法の世界の国際協力」というシンポジウムに源流を発するものの、その後、法務省がなすべきことという観点からすると、「漂流」を続けていたと言わざるをえません。法務省としましては、法整備支援の重要性が高まるにつれて、次の担い手の育成が大切であることの認識に至り、2009年に前記の大規模なシンポジウムを開催したが、その後、確たる方針を持たぬまま連携の一部を担う程度の関わりを続けてきました。当初は、連携企画の第一弾を大阪の当部国際会議場で開催するなどしていましたが、そのうち「キックオフセミナー」などという名称で、慶應義塾大学などで開催し、2015年は、大阪に戻ってきましたが、主管は名古屋大学でした。当部内では、この連携企画は、「若者シンポ」などと呼び回され、大学が主管する行事において教官が講義をしたり、学生の発表を講評したりするくらいしかしておらず、極言すれば、次世代の育成に興味を示さなくなったとさえ思われる状況が続いていました。

そのようになった理由としては、法整備支援の対象国や支援の範囲が拡大したことにより、当部がこの手の広報にまで手が回らなくなったことに加え、新任検事研修の場で、あるいは司法修習生に対する講義の場で、当部教官が法整備支援のことを語る機会が増えて法整備支援に対する知名度がある程度高くなってきたために、若手に対する広報はその程度でよいと考えるようになったことの2つが原因であったと分析しています。

2016年の大阪でのイベントの主管を名古屋大学か

ら打診され引き受けた際、当部において、この種広報の在り方を再検討しました。その重要性を再認識した上で、従来にない基軸を設定し、学生や若手法曹のキャリアパスの中で、法整備支援、司法・法務面の国際協力をどのように位置付けるかを考えてもらおうというコンセプトを策定して、企画を練りに練った上、部が一丸となってこの行事の広報・宣伝に努めました。「キックオフセミナー」という分かりにくい名前はやめて、「法整備支援へのいざない」としました。案内文書を大学などに送付するだけでなく、実際に大学などに足を運び、どのようなコンセプトに基づいてどのような企画をするのかを直接学生などに説明しました。徹底したことは、法整備支援を、言葉は悪いですがマニャックな専門家の所作ととらえるのではなく、意欲と能力さえあれば誰でもどこからもアクセスできるものであると訴えることであり、私は、最初の挨拶の場で、150名近い参加者に「Anyone can 法整備支援！」というフレーズを掲げました。「法整備支援へのいざない」は、今年2016年と同じ考えで、更に内容を深化させて6月に大阪で開催し、昨年に近い参加者を集め盛会のうちに終わりました。

若手に対する呼びかけは、法務省のような行政機関と大学という研究・教育機関とでは様相を異にするのは当然です。しかし、せつかく根本を同じくする連携企画とするのであれば、開催する側の事情より、「来てくれる側」の事情が優先されるべきであると考えています。当部は、「イベントをするのであれば、人を集めて会場をいっぱいにする」という確固たる方針で動いています。そのためには何よりも内容を充実させ、集客に奔走しなければなりません。今年の8月に名古屋大学のサマースクールに講師として参加させて頂きましたが、出席者は少なく若い人がまばらで、正直なところがっかりしました。隆盛の感がある法整備支援であるだけに、真に若手を引きつけるためにはどうしたらよいのか、私たちは今こそ真剣に考えなければならぬのだと思いました。

CALE サマースクールで考える法整備支援の意義



弁護士・
元コートジボワール
JICA長期専門家
原 若葉

■ はじめに

恒例のCALEサマースクール。私は第2部「キャリアからみた法整備支援」のひとコマを担当させて頂きました。以下、担当部分の概要をご紹介します。

■ キャリアからみた法整備支援：弁護士の場合

今回レジュメの準備にあたり、当初は弁護士による法整備支援への関与の仕方の最大公約数をまとめようと過去の報告などに目を通しました。しかしその結果気づいたのは、いわゆるJICA長期専門家として現地で活動した弁護士達のキャリアは実に多様で、かつ自分のケースが少なくとも主流派ではないということでした。他方、過去20年間にアジアを中心に行われてきた法整備支援の活動に関する情報は、ほぼ全てが報告書や体験記の形で公開され入手可能でした。そこで、国際畑を中心に幾つかの職務に関った後、弁護士登録25年目にして初の長期専門家としてアフリカに派遣された…という私自身のケースをご紹介します。その中で最もお伝えしたかったのは、誰のケースも一例であり、キャリアとして法整備支援を志すなら良い意味で型に嵌らず自分なりの情報収集と計画で臨んで頂きたいということです。

■ コートジボワールにおける司法アドバイザーの活動

上記のとおり、私はJICA長期専門家（司法アドバイザー）としてアフリカのコートジボワールの支援に携わりました。現地での活動のうち、とくに司法省のコールセンター設置を中心とした法律情報提供サービス構築支援は、持続可能な開発目標（SDG第16.3項）との関係でも先進的で、市民の悩みごとの解決に直結し平和構築支援にも繋がるものでした。会場では、国営テレビ放送による開所式の報道のVTRも紹介させて

頂きました。

■ アジアの法整備支援とその地域的な広がり

さて、サマースクールの主題は「アジアの法と社会2017ーアジアの法と社会の変容から法整備支援の意義を考えようー」ですので、今回改めて、アフリカでの活動についてアジアを意識して振り返りました。現地での2年余の活動を通じてまずいえることは、我が国の経験共有をベースにした法整備支援は、アフリカでも十分受容れるということ。すなわちアフリカは遠く、法制度や実務の知見が欧州の旧植民地宗主国に及ばないとしても、我々だから出来ることやアジアの経験共有が有効な場面があり、日本なりの存在感のある支援も可能と思われました。結論としては、国際社会における我々のいわば責務として、また中国への牽制として、例えばアフリカに対しても「選択と集中による適宜の支援の継続」が望ましいというのが私の考えです。出来ることを持続的に行き、また地域的な支援のあり方を考え続けることが大切だと思います。この点についてサマースクールの席上では鮎京名誉教授が問題意識を共有して下さいましたが、鮎京先生の新著「日本とアジアをつなぐー法整備支援のすすめ」（旬報社 2017年）でも触れられており、今後も考えてゆきたい論点です。

■ おわりに

サマースクールに参加して、私も法整備支援の意義について改めて考える機会を頂きました。ご関係者の皆様に今一度厚く御礼を申し上げます。



コールセンターの開設を喜ぶユブゴン住民の皆さんと

日本法教育研究センター学生の上川陽子法務大臣表敬訪問

8月25日（金）、夏季セミナーのために来日した日本法教育研究センター学生26名は、上川陽子法務大臣を表敬訪問しました。上川大臣は、学生の訪問を歓迎して下さいましたが、夏季セミナーで学んだことや将来の夢などについて懇談をし、上川大臣より学生に対して激励の言葉をいただきました。学生たちは、夏季セミナーの東京での研修時に、国会見学、法務省での講義の機会などにも恵まれました。



カンボジア学生とともに（2017年8月）



ウズベキスタン学生とともに（2017年8月）

上川大臣は、本年8月に法務大臣にご就任されましたが、大臣ご就任前より、名古屋大学による法整備支援事業に関心を寄せられていました。

本年4月24日（月）、自由民主党・政務調査会司法制度調査会の会長であられた当時、宮崎政久・衆議院議員、藤原崇・衆議院議員、神山佐市・衆議院議員とともに、法政国際教育協力研究センター（CALE）をご視察されました。

日本は、明治期からの司法制度構築の経験を生かし、ベトナムをはじめとするアジア諸国に対する法整備支援

事業を展開してきましたが、司法制度調査会は、国際情勢が変化するなか、日本型司法制度の強みを重要なソフトパワーとして、「法の支配」および「基本的人権の尊重」などの普遍的価値を世界に浸透させる「司法外交」を積極的に展開しようとしています。

CALEご視察時には、日本法教育研究センター（ハノイ）および同（カンボジア）とテレビ会議を接続し懇談された後、センター修了生で本学に留学している学生8名およびアジアサテライトキャンパス学院学生1名と、なぜ日本法を学んでいるか、日本法を学ぶ優位性などについて意見交換を行いました。

また、5月3日（水）には、上川会長（当時）および黒川弘務・法務省事務次官等が、ハノイ法科大学に設立された日本法教育研究センター（ハノイ）にご訪問され、センターの授業を視察されるとともに、両国の法制度の比較などについて、学生と懇談されました。その後、上川氏は、名古屋大学修了生のレ・ティン・ロン司法大臣とも面会され、名古屋大学の人材育成を高く評価されています。



CALE視察（2017年4月）



ハノイ法科大学視察（2017年5月）

筒井宣政・東海メディカルプロダクツ会長へ紺綬褒章を伝達

法学研究科及び法政国際教育協力研究センター(CALE)は、6月28日(水)、アジア法交流館アジアコミュニティフォーラムにおいて、筒井宣政・東海メディカルプロダクツ会長への紺綬褒章の伝達式を執り行った。紺綬褒章は、公益のために多額の私財を寄附した者に日本国より授与されるもので、伝達式では、松尾総長から筒井氏に紺綬褒章(褒章及び木杯)を伝達した。

筒井氏は、名古屋大学の客員教授であり、従来から本学の法整備支援事業に深い関心と理解を有し、ウズベキスタン、モンゴル、ベトナム、ラオス、ミャンマーなどアジア諸国に展開している各地の名古屋大学日本法教育研究センターを訪問された経験がある。そこで学ぶ多くの若者との対話を経て、アジアの若者たちが日本法を本格的に学ぶためには、日本文化を伝えることが日本人の使命であると認識するに至り、その一助として、アジア法交流館茶室「白蓮庵」の整備費用を



紺綬褒章伝達式

ご寄附いただいた。

茶室「白蓮庵」は、主に茶道を通じて留学生が日本文化を体験するとともに、日本人学生と留学生との交流の場として活用し、また、「アジア法交流」という共通のテーマを通じて、日本とアジア、さらに広く世界の法曹、法学研究者同士の学术交流の場として、異文化理解、法制度理解を深めるために使用している。

韓国法制研究院長及びベトナム国家と法研究所長来訪

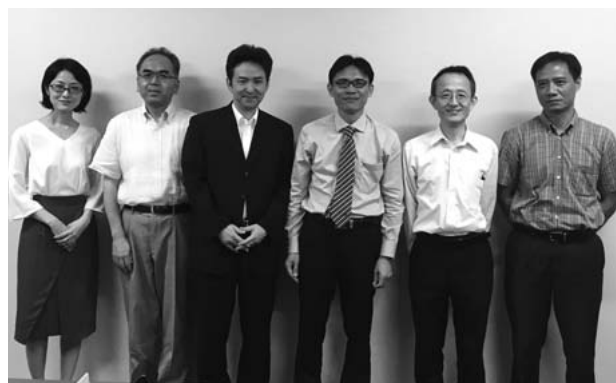
2017年4月22日(土)、韓国法制研究院より、李益鉉院長、崔桓容研究企画本部長ほか2名がCALEに来訪された。韓国法制研究院は、1990年に設立された政府出資の政策研究所であり、法情報を体系的に収集し、法律に関する専門的研究を行うことを通じて、立法政策に助言を行う機関である。2000年からアジア諸国の各機関をメンバーとしてアジア法令情報ネットワーク(ALIN)を設立し、CALEも参画している。当日は、CALEによる法整備支援の経験及び実績などについて情報及び意見交換をするとともに、「アジア市場経済移行諸国における行政法の法典化に関する研



韓国法制研究院長 来訪

究会」を開催した。

2017年7月6日(木)、ベトナム・国家と法研究所より、グエン・ドゥック・ミン所長ほか1名がCALEに来訪された。国家と法研究所は、1967年、ベトナム社会科学アカデミーの傘下に設立された研究機関である。同研究所とは、1990年代から学术交流を継続しており、共同研究及びシンポジウムの開催をしてきた。今回のご来訪では、日本でどのように法の支配を実現しているかについて意見交換をするとともに、今後の協力関係について協議をした。



ベトナム国家と法研究所長 来訪

「サマースクールで学んだこと」



名古屋大学
法科大学院
修了生
CALE院生研究協力員
佐藤 朋美

■ はじめに

私は8月22日と23日に名古屋大学で行われたサマースクールに、日本人ファシリテーターとして参加させていただいた。このサマースクールには、アジア各国の日本法教育研究センターから学生達が参加しており、法学的な議論から雑談まで様々なお話をさせていただいた。以下では、このサマースクールで私が学んだことを述べさせていただきます。

■ グループ討論

グループ討論では各国の所有権制度をテーマとしたグループ討論を行った。私のグループのメンバーは、ウズベキスタン、ベトナム(2人)、カンボジア、モンゴル、そして日本(2人)という構成であった。メンバーの全員が積極的に議論に参加してくれたおかげで、各国の所有権制度の共通点・相違点を知ることができ、とても勉強になった。ベトナムの全人民所有という概念や、モンゴルの遊牧民の移動式住居であるゲルが動産であるか不動産であるかの議論など、所有権制度には各国の歴史や文化を色濃く反映した各国特有の問題点が多く存在することに驚くと共に、法律学の深みを感じた。

■ ポスター発表

学年論文発表会では、まずポスター発表が行われた。ポスター発表では分野も国も様々な学生たちの発表を聞くことができた。私が特に印象に残った発表は、私自身が法科大学院在学中に抵当権に関連するテーマで論文を執筆していたことから、モンゴルの抵当権の問題点をテーマにした発表であった。モンゴルの抵当権では抵当不動産の処分に関して抵当権者(銀行など)の許可が必要であり、抵当権者に非常に強力な権限が認められているとのことであった。しかし、このよう

な制度は抵当権者にとって利益がある反面、抵当不動産の有効な活用を妨げている側面もあると考えられ、問題があると感じた。また、上記を定めている法律はかつて違憲であると判断されたにもかかわらず、再度同じ内容の立法が制定されてしまったという立法の制度自体の問題もあり、非常に興味深く感じた。

■ 討論会

ポスター発表後は各グループに分かれてグループ討論を行った。私のグループのグループ討論では、大きく分けて養育費と労働問題の2つがテーマになっており、各国の家族観や女性の社会進出に対する考え方などにも踏み込んだ深い議論を行うことが出来た。特に、養育費の支払いの確保はどこの国でも困難な問題であることが確認でき、子供の権利を守るための法政策の必要性を強く感じた。

■ おわりに

今回のサマースクールに参加していた日本法教育研究センターの学生達は、全員日本語が話せて、自国の法制度に加えて日本の法制度についてもしっかりと勉強しており、尊敬する学生ばかりであった。多くのことを勉強させて頂いた学生達に感謝している。

また、私は9月下旬からモンゴル日本法教育研究センターで日本法講師体験をさせていただく予定である。そのため同体験では、学生達に恩返しをする意味でもしっかりと準備をして実りのある授業をできるようにがんばりたいと思った。



夏季セミナー討論会

夏季セミナー

2017年度日本法教育研究センターの夏季セミナーが8月16日から29日の日程で行われました。夏季セミナーは以下の3点の基本方針を持って行われています。第一に、実際の日本社会を体験すると共に、日本の法・法実践に関する講義等の受講を通し、特に国家と社会の仕組み、法の実態について学ぶことです。第二に、日本の近代化と産業発展の道筋について、見学を含めて学ぶことです。第三に、現代日本の経済活動と都市のあり方について、見学を含めて学習することです。この夏季セミナーを経験した二人の学生がセミナーを振り返っての思いを綴りました。

日本での二週間



ウズベキスタン
日本法教育研究
センター 4年生
ウバイドラエフ
ダブロンベック

二週間というのは非常に短い時間です。その中で何ができるのだろうか。最初に、私は何もできないのではないかと考えていました。しかし、日本で二週間を過ごしてみて、これまで日本語と日本法を学び、学年論文を執筆してきたのは、この二週間のためであり、今は貴重な経験ができたと思っています。

特に思い出となったのは、他センターとの交流で、日本だけではなく他国の法制度や文化を学べたことです。例えば、各国の所有権制度に関する報告では、土地所有権を中心に、様々な法制度があることを知りま

した。他にも、日本の法律関係機関へ訪問できたこと、法務大臣とお会いできたことはとても良い経験となりました。これらは全て、日本の法制度や政治が実際にはどのようになっているのかをより深く理解する手助けになりました。

勉強は大変な時もたくさんありましたが、楽しいこともたくさんありました。ホームステイの家族と、昆虫博物館で蝉を見たこと、花火をたくさんしたこと、子供向けの建築体験のお祭りなどは鮮明に印象に残っています。

以前、日本語・日本文化研修留学生で日本に滞在していたため、日本についてはよく知っているつもりでした。しかし、今回様々な新しいことを知って、自分が今後何をしたいのかを考える機会になりました。以前の留学では見られなかった日本の姿、各国センターとの交流など、すばらしい経験をさせていただき、もう一度日本に留学したいという思いを強く持ちました。このような機会をくださった皆様と支援してくれた先生方には感謝しています。本当にありがとうございました。

夏季セミナーに参加して



ホーチミン
日本法教育研究
センター 4年生
グエン ティ
タオ ヒエン

今回の夏季セミナーで、初めて体験することが多々あり、たくさんの友達ができ、私の期待以上でした。そして、一生の忘れられない貴重な経験となりました。

夏季セミナーの前、準備の為に忙しかったのですが、初めて日本へ行くことと考えて、ワクワクしながら準備をしました。中部国際空港に到着した時、先生と先輩方と日本人の友達笑顔で迎えてくれたの

で、寝られなかった昨夜の疲れが吹き飛びました。

名古屋では、日本の新しいことを体験しました。毎日友達と一緒に勉強し、寮に住み、歩き、遊んで楽しく過ごしました。そして、ホームステイの家族はとても親切に接してくださって、そこで私は日本人の暮らし方、価値観、感覚を少しですが分かったと思います。

しかしながら、自分自身の日本語能力と法律知識の限界にも気づきました。そして、セミナーで得たエネルギーを持って、今後の学習を頑張らなければならないと強く感じました。これから、夏季セミナーの楽しかったこと、大変だったことを思い出して日々精進していこうと思います。

この素晴らしいチャンスをあたえてくれた皆様に感謝いたします。

ミャンマーにおけるビジネス環境及び法改革



ミャンマー学術
アカデミー会員／
元ヤンゴン大学
法学部長

ドウ タン ヌエ
(Daw Than Nwe)

ミャンマー経済は、着実に成長している。ミャンマーは、豊富な資源及び農業経済に適した土地を有し、気候に恵まれた国家である。ミャンマーにおける外国投資は、石油及びガス、鉱業、製造業、財産、ホテル及び観光、不動産、畜産業及び漁業、農業、並びにその他のサービスの分野に対してであるが、特に多くの投資が入っている分野は、石油及びガス、並びに電力である。2011/2012年度から2016/2017年度の外国投資額は、2015/2016年度がピークであった。

ミャンマーは、中国、タイ、インド、バングラデシュ及びラオスと国境を接しており、地域及びグローバルな取引に対して優位な立地を占めている。ベンガル湾及びアンダマン海といった海にも面している。ミャンマーは、5000万人を超える人口に加え、陸上、海上、航空により、単一又は複数の輸送手段でアクセス可能な地域及びグローバル市場を有している。

したがって、ミャンマー政府は経済及び社会改革のための枠組を定め、ミャンマーでの責任あるビジネスの確立を実現するために、包括的国家開発計画（2011年～2030年）を策定した。

経済体制を円滑に変革するためには、法改革及び法の支配が不可欠であるということが認識されている。ミャンマーは、1988年から経済開放政策を開始し、それ以降、1988年に外国投資法、1989年に国営企業法、1994年にミャンマー国民投資法など経済改革のための主要な法律が制定された。ミャンマーの法律は、イギリス植民地時代に制定された法律が基礎となっており、1988年までほとんど改正されなかった。ミャンマーでのビジネス取引又は事業を求めている外国投資家は、法律が時代に適合せず、現代のビジネス取引では機能しないことに気づくだろう。ミャンマー政府は、

1988年後半以降、政権を担当した国家平和開発評議会（SPCD）は、現在の取引制度及び管理に合致するよう、多くの法律を制定しようとしてきた。

2011年に新しく民政移管された議会の第一会期から2017年4月末までの間に、取引を自由化しミャンマーへの投資を促進することを目的として、250を超える法律が制定された。多くの法律が議会で制定されたが、特に2016年末に多くの法律が制定された。その他のミャンマーの投資に関する画期的な法律も制定された。例えば、環境保護法（2012年法律第9号）、汚職防止法（2013年法律第23号）、ミャンマー経済特区法（2014年法律第1号）が制定された。経済特区法は、100%外資企業に特別なインセンティブを与えるものである。2016年10月段階で、仲裁法（2016年法律第5号）、1936年貸金支払法に代わるものとして貸金支払法（2016年法律第17号）が制定された。金融機関法（1990年法律第16号）に代わる金融機関法（2016年第20号）、ミャンマー投資法（2016年法律第40号）及びビジネス取引の機能を促進するためにその他の新しい法律が制定された。

2017年、議会は、税法、手掘井戸法（2017年法律第15号）、中小企業の石油分野への投資を促進するために石油及び石油製品法（2017年法律第20号）など新しい法律及び改正法を制定した。ミャンマー沿岸及び内陸輸送事業許可法改正法、並びにミャンマー領海及び主権的海域に関する重要な法律が制定された。上述の一連の立法改革は、ミャンマーの経済発展を可能にするものである。

金融分野においては、新しい金融機関法（2016年法律第20号）が公布され、国内の銀行セクターの待ち望まれた規制を促進し、外国投資法（1990年法律第16号）を廃止した。新しい法律は、国内銀行及び免許を有する外国銀行の支店の双方を含む外国投資に関して規定している。ヤンゴン証券取引所は、4つの会社が上場し、外国投資家にも開かれる予定である。ミャンマーの商業紛争解決のための画期的な法律は、1944年の古い仲裁法に代わる新しい2016年仲裁法である。同法は、UNCITRAL国際商事仲裁モデルを基礎

とし、最近ミャンマーが批准したニューヨーク条約（外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約）を有効にするものであった。同法は、国際仲裁及び国内仲裁の双方に適用される。同法は、国際的に受け入れられた紛争解決枠組及び仲裁判断の承認をもたらし、国際投資家は、ミャンマーへより安心して投資をすることができるようになる。

ミャンマーへの投資促進のためのその他の法律は、2012年外国投資法及び2013年ミャンマー国民投資法を合わせた2016年ミャンマー投資法である。2016年にミャンマー投資法が公布された後、2017年3月30日、ミャンマー投資規則が2017年通達第35号により発布され、ミャンマー連邦政府は、2017年6月6日、2017年通達第57号により、ミャンマー投資委員会を設置した。

そして、投資法をより効果的に運用するために、ミャンマー投資委員会よりいくつかの通知が出された。例えば、開発ゾーン指定通知（2017年通知第10号）、州・地域政府への権限委任通知（2017年通知第11号）、投資促進分野通知（2017年通知第13号）、投資規制業種通知（2017年通知第15号）などである。投資へのワンストップサービス及び投資支援委員会が機能している。新しい投資規制改革は、ミャンマーで複雑でない投資プロジェクトの承認プロセス及びミャンマー投資委員会の許可が必要な指定された5つの重要な活動を可能にしており、ミャンマーへの投資開始がより簡便になる。内国民待遇、公正かつ公平な扱い、土地の使用権など、投資家の権利及び保護が与えられた。新しいゾーニング制度が導入され、免税措置及びインセンティブ制度が変更された。免税措置期間は、投資の立地及び分野によって決められる。新しいゾーニング制度により、3つのゾーンに区分され、ゾーン1（開発が進んでいない地域）の場合は、7年間の免税措置、ゾーン2（適度に開発が進んだ地域）の場合は、5年間の免税措置、ゾーン3（開発が進んだ地域）の場合は、一番短い3年間の免税措置が付与された。外国投資家は、50年までのリース形態での土地使用権が認められ、10年の延長が2回まで認められる。ミャンマー人労働者に対する外国人労働者の比率制限もなくなり、外国人投資家に一層多くの権利及び保護が与えられている。

新しい会社法の草案が議会で議論されており、商標、著作権、特許及び工業デザインに関する新しい知的財産関連法の法案は、関連する議会委員会に提出された。特定の知的財産保護法はないが、知的財産権所有者は、裁判所での解決により、十分に保護されている。汚職防止法は、2017年に脚光を浴び、改正された。

ミャンマーにおいて、電気通信及びインターネット接続の改善が進んでおり、投資の主な課題は、熟練した技術を有する人材不足、電力供給不足及び脆弱なインフラである。

現在、ミャンマー投資委員会は、より多くの外国及び国内企業のミャンマーへの投資を承認したが、承認された全企業のうち10社が外国企業であった。ミャンマーは、現在、特別な優遇措置により、国内の中小企業の投資を奨励している。また、教育及び訓練により、能力開発にも努めている。投資及び貿易促進のためにますます門戸を広げている。

EU及びその他の国々は、ミャンマーに対する経済制裁を早期に解除し、アメリカは、2016年に解除した。ミャンマーは、法改革を実施し、ビジネスを改善するために真摯に取り組んでいる。

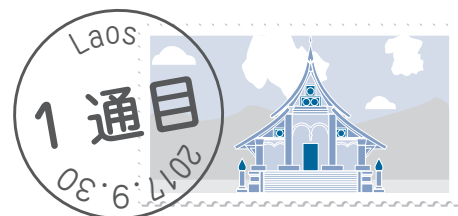
結論として、過去の速度の遅い進展にもかかわらず、現在ミャンマーでの開発が奨励されている。ここ数年の貿易実績、画期的な法改革、政治・行政改革に加えて、今後もミャンマーの責任あるビジネス開発を迅速に行うことが強く期待されている。

（原文は、英語。翻訳者：牧野絵美（名古屋大学法政国際教育協力研究センター講師）。）



ティラワ経済特別区
（ヤンゴン市街地から南東約23キロに位置する）

New ラオス便り



ラオスにおける日本語教育の可能性概観 —中等教育における日本語正規科目導入を手がかりとして—

2017年現在、ラオスの人口は、最も数値が高い統計によれば716万人（ラオス統計局）、最も低いものによれば675万人（世界銀行、2016年）とされる。東南アジアの中では唯一の内陸国であり、山がちな地理的背景から、比較的、平野部が広い首都ビエンチャン都周辺に人口が集まる。

1953年の独立以降、近年にいたるまで、高等学校はビエンチャン都にしかなかったとのことで、都市部と地方との学校教育の整備状況に大きな格差があった。高等学校への進学率は、現在でも50%を下回り、大学等高等教育機関への進学率は、17.3%（大学改革支援・学位授与機構、2014年）である。ASEAN諸国の中では最も低い数値である。

■ ラオスの日本語教育概況

このような中、ラオスに4つある国立大学のうち、現在、2校で日本語教育がおこなわれている。ラオス国立大学文学部日本語学科は2003年に開設され、多くの日本語教員を輩出してきた。2013年に日本語講座が開設され、2017年10月から日本語学科として一期生の教育が始まるサウンナケート大学文学部日本語学科とともに、国際交流基金からの日本語教育上級専門家等や国際協力機構（JICA）から青年海外協力隊の日本語教師の派遣がおこなわれており、ラオスにおける日本語教育を牽引する存在である。またラオス国立大学内には、学生や一般社会人を対象に主として夜間講座の日本語教育を実施するラオス日本センター（LJI）が開設されている。このほか、ビエンチャン都には民間日本語学校等、日本語学習機関も数校所在する。一定の日本語教育に対する需要が存在することが伺えよう。とはいえ、ラオス全体の日本語学習者は、1,046名（国際交流基金、2016年）に過ぎず、主要な日本語教育機関がビエンチャン都に集中していることを考えれば、ラオス国内において、首都のみならず地方においても広く日本語教育への関心が高まっていると早計に判断することは控えねばならない。

ところが、ラオスは中等教育における第二外国語教育のカリキュラム改革を実施し（後述）、その結果、日

本語は中等教育レベルにおいて7年間（中学校4年、高校3年）にわたり学習すべき正規科目に採用されることとなった。これを受けて、ラオス教育省は国際交流基金の専門家の支援と協力のもと、2015年以来、ラオス語を一部に併記した独自の日本語教科書の作成に取り組んでいる。2016年には、ビエンチャン都に所在する3つの中学校をパイロット校として、日本語教育が開始された。現時点では、日本語教育に従事する人材を専門的に育成する場としては、上述の日本語学科を擁するふたつの大学においておこなわれているとはいえ、全国の中等教育の現場で日本語の授業をおこなうための教員はまったく不足しているといわざるをえない。2016年時点において、ラオス国内の日本語教員数は大学や民間語学学校等を合計しても49名である（国際交流基金）。大学の日本語学科で日本語を教える教員が、本来、他言語や他分野を専門とする場合さえある。今回のカリキュラム改革によって、パイロット校で日本語教育に従事することを任命された教員たちは、長期休暇中に集中的に日本語教育能力を獲得するための研修に参加し、目下、鋭意、研鑽を積んでいるところだと聞く。2週間から3週間の間、研修施設に泊まり込み、本来は、体育や英語などまったく別の科目を担当する教員たちが、文字どおりに朝から晩まで日本語教育の教師研修に集中している。

■ 中等教育環境整備と日本語教育

さて、このように日本語がラオスの中等教育における



2017年9月23日にビエンチャン市内のショッピングモールで開催された日本文化紹介イベント。学校からの参加で小学生たちが指編みを体験している。

名古屋大学 大学院法学研究科
(ラオス日本語教育担当) 特任講師

浜元 聡子

第二外国語に正規科目として導入されるに至った背景には、どのような理由があったのだろうか。『ラオス国前期中等教育環境にかかる情報収集・確認調査最終報告書』(JICA、2016)によれば、「ラオス国政府は、次期国家社会経済開発計画 (NSEDP VIII 2016-2020) において「質の高い教育へのアクセス」を、「持続可能な成長と後発開発途上国 (LDC) からの脱却を実現する」上で不可欠な取り組み事項と見なし、国家の開発を支えるための優先課題と位置づけている。これを受け、ラオス国政府は、これまでの5年から前期中等教育までの基礎教育9年間までを義務教育化する法改正を進めている(同上)。今回の日本語の正規科目導入には、ラオスの学校教育の質の向上を国家開発に不可欠なものとして強く位置づけながら、将来的に、日本との関係において、幅広く活躍する可能性をもつ若い世代に日本への関心を持たせようとする狙いがあるものとも考えられる。2015年、ラオスと日本は国交樹立から60年を迎えた。また1991年以降、ラオスにとって日本は最大の援助供与国でもある。他方、今や世界中の若い世代を中心に大きな関心を寄せられている日本のポップカルチャーは、さほどラオスの人々には知られていないようでもある。CJLラオスセンターで日本法を学ぶ学生たちに尋ねても、『ドラえもん』『NARUTO』は知っていても、『君の名は。』やAKB48については名前を聞いたことすらないという者もいた。他のASEAN諸国と比べると、周回遅れの感がある。日本語学習を通じて、もう一步深く、日本に関心を持ってもらえるような仕掛けもまた必要ではないかと考える。

なお今回、日本語と同時に中国語とベトナム語も正規科目として採択された。いずれもラオスとは、国境を接しているという地政学上の関係から、中国とは「包括的かつ戦略的パートナーシップ」、ベトナムとはベトナム戦争以来の「特別な関係」にある(外務省、2016年)。

■ 結びにかえて：ラオスセンター修了生への期待

既存の緊密な政治経済上の二国間関係を背景に持

つ外国語とともに、中等教育を受ける若い世代が学べべき外国語として日本語が選ばれたことは、日本語教育に従事するひとりとしてたいへんうれしいことでもあり、ラオスの今後の発展に関わる若い世代が育っていく節目に居合わせたことに感慨を覚える。CJLラオスセンターは2017年12月末で常勤日本語教師による日本語教育を一旦終了する。現在、ラオスセンターで日本法と日本語を学ぶ7名の学生たちには、これから日本語を勉強して大学へ進学したり、社会人となったりする後輩の若い世代が憧れるような活躍をぜひともしてほしい。そのような期待を胸に、ラオスの中等教育改革の成功と、ラオスの発展におおきく関わるような日本語教育の普及と貢献を願ってやまない。



ラオス国立大学文学部日本語学科の学生や国際交流基金の専門家の方たちが、簡単な日本語会話を教えるブース。



家族連れでイベントに参加し、浴衣着付け体験で写真を撮影。

イベントには、マンガやアニメが好きな若い世代だけでなく、家族連れで参加する人も多かった。日本への興味と関心の裾野が広がっていくことが期待される。

アジアサテライトキャンパス学院第1期生修了



名古屋大学は、アジア諸国の国家中枢人材を育成するために、アジア各国に「アジアサテライトキャンパス学院」を設置し、相手国政府幹部をはじめとする若手有望人材に対して、現地で在職しながら名古屋大学の博士号を取得できるプログラムを展開している。2017年9月には、法学研究科より、第1期生である2名が博士課程を修了した。

修了式の様子(左側 Nguyen Hoai Son 右側 Tsogd Tsend)▶

モンゴルにおける行政訴訟—コントロール型から救済型へ

名古屋大学大学院
法学研究科博士課程後期課程3年
モンゴル・ウランバートル市控訴行政裁判所判事
ツォグト ツェンド (Tsogt Tsend)

私は、アジアサテライトキャンパス学院での3年間の研究を終えて、自身の研究テーマに関する知識を得るという所期の目的を達成することができた。私は、この博士課程での研究を通じて、法律の観点から、今日の世界が直面する現実及び課題に適用可能な比較法を用いて研究を遂行する方法論を身に着けることができた。

本プログラムで得た研究成果及びスキルは、私の業務での実践及び今後のモンゴル行政法の発展に生かすことができると信じている。博士論文では、行政訴訟における行政権の恣意的行使からの人権の法的保護を研究テーマとした。本研究では、当初モンゴルは、“コントロール型”行政訴訟手続を採用していた。つまり、1920年代か

ら1990年代にかけて、モンゴルにおいて、個人の権利の救済は、行政訴訟の目的ではなかった。その後、モンゴルにおける行政訴訟手続は、“コントロール型”から“救済型”へと変わり、法律もそのように変化したが、実際には、コントロール型の手続が行われていた。これは、行政訴訟手続において、実質的なパラダイム転換はなかったことを意味している。したがって、制度上抜本的な転換がなされたにもかかわらず、モンゴルにおいて、法的思考及び実践は、法律家が経路依然の傾向にあり、変化に抵抗するものであった。

博士論文を執筆している間、私は、モンゴルの行政訴訟法の起草メンバーとしても従事していた。最近制定された行政訴訟法は、その結果として、私の博士課程での研究成果を反映することができたが、これが、アジアサテライトキャンパス学院プログラムの実践での成果の一例である。アジアサテライトキャンパス学院に感謝の意を表したいと思う。

アジアサテライトキャンパス学院プログラムを通じた法学研究能力の向上

名古屋大学大学院
法学研究科博士課程後期課程3年
ベトナム・計画投資省法律アドバイザー
グエン・ホアイ・ソン (Nguyen Hoai Son)

私は、2014年10月より、アジアサテライトキャンパス学院の博士課程で学んだ。私の研究は、ベトナム競争庁、日本の公正取引委員会及び欧州委員会による価格カルテルに対する原則の比較分析を行うことであった。

本プログラムでの論文執筆は、自身の仕事、家庭及び研究とのバランスをとることが難しかったが、本プログラムから多くのことを得ることができた。

第一に、競争法に関する知識を深めることができた。林秀弥教授の指導のもと、私と類似した研究テーマを名古屋で研究している大学院生と、テレビ会議システムを通じて、報告及び議論をする機会を幾度となく得ることができた。院生たちとの討論は、重要な研究成果をあげるために非常に有益であった。重要な研究成果のひとつは、独占及び財源の非効率な使用をもたらす価格カルテルは、競争法の立法者に、市場及び消費者を極端に害するがゆえに、ハードコアカルテルであると分類された点である。

多くの国の裁判所において、この種のカルテルを排除するために、当然違法な原則を適用しているが、ベトナムも同様の傾向にある。概して、私の研究は、ベトナムにとって、価格カルテルを効果的かつ効率的に排除するためには、関係当局が、カルテルをより包括的な方法で定義することが重要である。その包括的な方法というのは、すべてのカルテルタイプを含み、価格カルテルに違法なルールを適用し、「競争の実質的な制限」の概念を考慮に入れ、ベトナムの経済を発展させる包括的な競争政策を採用することである。

第二に、本プログラムを通じて、研究方法、特に比較法的分析能力を高めることができた。副指導教授である鈴木将文教授及び水島朋則教授の密接な指導のおかげで、これらの能力を磨くことができた。また、アジアサテライトキャンパス学院の研究・ライティングサポートチームによる献身的な支援にも感謝したい。

アジアサテライトキャンパス学院で博士号を取得したことは、私の研究の終わりではない。このプログラムで得た多くの知識のおかげで、私には様々な可能性が広がっていることを確信しており、アジアサテライトキャンパス学院に心より感謝したい。(原文は、英語。翻訳者：牧野絵美(名古屋大学法政国際教育協力研究センター講師。))

センター長便り

日本の法学の国際化のための大学間連携の試み —「日本法教育研究センター・コンソーシアム」が切り開く法学の未来—

名古屋大学法政国際教育協力研究センター長
小畑 郁

現在、CALEは「日本法教育研究センター・コンソーシアム」の体制確立と参加の呼びかけに力を入れています。このコンソーシアムは、名古屋大学大学院法学研究科がCALEとともに運営する「日本法教育研究センター」（アジア7か国8か所に設置）の事業に参画し、貢献するために設けられたものです。団体正会員として国内の大学法学部などを、個人正会員としてセンターの活動に専門的関心を有する研究者・実務家を、その他に協賛会員（団体・個人）を構成員としています。10月1日には、第1回目となる2017年度総会をアジア法交流館で開催します。

このコンソーシアムを通じて、日本法教育研究センターのリソースがオープンになります。大学や研究者・実務家は、リクルートや研究活動のためにセンターを利用するとともに、センターで講義することができます。これは、アジアをフィールドとする比較法研究の進展につながりますし、アジアがバックグラウンドの学生に日本法・日本の法学をどうすれば効果的に学修させることができるか、という教育方法の改善ができ、それは留学生教育にも資するでしょう。このように、コンソーシアムは、日本の法学教育の一部国際化に直結していますが、実は、私には、もっと大きな希望があります。

現在社会の中堅世代の方々には信じられない事態かもしれませんが、現在、法学部は受験生に人気の高い志願先とはなっていません。数年前、東京大学法学部が学部分属で定員割れをおこしたことが報道されました。国立9大学という権威のある大学の法学部の代表者が集まる会議でも、経済学部等に比べて成績のよい学生を集められていない、と聞いています。幸いにして名古屋大学法学部においてはそのような事態は生じていませんが、この全国的な傾向にいつ呑み込まれてもおかしくありません。

こうした事態が生じたのは、直接的には法科大学院制度がうまく機能していないからであるといわれています。この制度の事実上唯一の出口である法曹の養成

という点でこの制度が成功していないことは間違いありません。しかし、私の意見では、暗黙であれ、法科大学院（予備試験）—司法試験—司法修習という制度を貫く基本的発想、つまり、現行の日本法の支配的解釈論を白地の紙の上に再現できる能力を有しているかどうかが大抵だ、という考えがもたらしている<荒唐的作用>こそ、問題にすべきです。さらに、全国の法学部が、法科大学院修了者の司法試験合格率で競争させられていることが象徴しているように、こうした誤った発想が、法科大学院のみならず法学部の教育現場を支配しています。

もっとも、法学部不人気を法律家養成制度の失敗にのみ帰すことはできないでしょう。冷戦崩壊と経済のグローバル化がもたらしているガヴァナンスの危機は、日本社会に、規範的なものの考え方、つまり過去の経験にもとづく原則や規則に配慮するという考え方に対して、シニカルな見方を蔓延させています。「疑惑隠し解散」と自爆テロ的「解党」は、その典型でしょう。

翻って世界をみると、法律家の役割はますます重要となっています。法学分野の大学院でまず受ける学位である法学修士LL.Mは、さまざまな国際機関で働くために有利な学位であり続けています。こうした法律家には、過去・現在・未来にわたって、また世界各国を比較して、どのような制度が合理的で当事者にとっても納得のいくものか、を構想する能力が求められています。社会やそれをささえる制度が変容を迫られているときには、現行法を前提とした「通説」「判例」だけを勉強しても、こうした能力は鍛えられないでしょう。日本法を素材とすると、<比較と歴史のなかの日本法>を学ばなければならないのです。これこそ、日本法・日本の法学を学ぼうとするアジアの学生に必要なことであると同時に、今、日本の法学部で教えなければならないことではないでしょうか。

日本法教育研究センターは、あえて単純化すると、こうしたことを考えようとする事業です。それを全国の大学・法学の研究者・実務家の共同の事業として推進することができるならば、<ナイアガラの滝のすぐ上流で、多くの小さな船が他の船を落とす>ような競争を強いられている現在の法学教育・研究の現場に、一石を投じることができるのではないのでしょうか。私が「コンソーシアム」で抱く希望は、そのすぐ先にあります。

ホー・ペン氏（カンボジア）が外務大臣表彰

本学法学研究科で修士号及び博士号を取得されたホー・ペン氏が、平成29年度日本国外務大臣表彰を受けました。同氏は、1999年にJICA長期研修員として法学研究科に留学され、憲法を専攻されました。本賞は、日本と諸外国との友好親善関係の増進に多大な貢献をしている中で、特に顕著な功績のあった個人及び団体について、その功績を称えるものです。ホー・ペン氏の受賞は、現職の国立経営大学学長として日本の大学との学術交流促進への貢献に加え、前職の王立法経大学行政学部長として2008年の日本法教育研究センター設立及びその後の円滑な運営への貢献が評価されました。



堀之内日本大使より伝達を受けるペン学長

瀬戸裕之氏がラオス政府友好勲章を受章

1990年代よりラオスとの学術交流にご貢献された瀬戸裕之氏（現新潟国際情報大学准教授）が、ラオス首相より友好勲章を授与されました。瀬戸氏は、本学大学院国際開発研究科で博士号を取得され、2013年より本学法学研究科で特任講師としてラオス・日本法教育研究センターの設立にご貢献されました。また、2015年からは本学アジアサテライトキャンパス学院特任准教授としてラオスキャンパス設立にご尽力され、その長年にわたる両国の学術交流の推進により、ラオスの発展に多大なご貢献をされたことが評価され、今回の受章となりました。伝達式は、2017年8月11日、ラオス国立大学内で執り行われ、ラオス国立大学ソムシー学長より勲章が伝達されました。



ラオス政府友好勲章 授賞式

「日本法教育研究センター・コンソーシアム」会員募集

名古屋大学がアジア各国の大学に設置した「日本法教育研究センター」では、日本法や日本の法学を手がかりとした研究・教育交流活動が実施されています。この日本法教育研究センター事業を「オールジャパン」の事業と位置づけるため、2017年5月、「日本法教育研究センター・コンソーシアム」を設立しました。

具体的には、①センター修了生の留学生としての受入、②留学生向け日本法教育手法の開発、③センターを活用したアジア各国法研究、④次世代の法整備支援事業を担う人材育成、⑤法整備支援研究、⑥留学生との情報交流・ネットワーク拡大などを活動として検討しています。現在、団体正会員（国内大学各部署）、個人正会員（研究者・実務家）及び協賛会員（法律事務所、企業等）を募集しております。本事業にご賛同いただける方は、是非ご加入いただきますようお願い申し上げます。

詳細は、以下ウェブサイトをご参照下さい。

<http://cale.law.nagoya-u.ac.jp/cjl-consortium/index.html>

鮎京正訓著『日本とアジアをつなぐー法整備支援のすすめ』出版

長年ベトナム法研究・法整備支援事業に従事された鮎京正訓名誉教授が、『日本とアジアをつなぐー法整備支援のすすめ』（旬報社、2017年）を出版されました。グローバル化、国際化は、法整備支援という新たな事業をうみだし、法律学にも大きなインパクトを与えてきましたが、同書は、なぜ途上国支援に取り組む法曹が生み出されたのか、大学法学部はアジアとどのように向き合うべきか、初学者向けのわかりやすい概説書です。法における国際協力の現場を知るためには是非お手に取ってご覧下さい。



6月17日(土)	若手人材育成のための連携企画「法整備支援へのいざない」 於：法務省法務総合研究所 国際会議室	【参加者】 約150名
8月16日(水) ～29日(火)	2017年度日本教育研究センター 夏季セミナー 於：名古屋大学・アジア法交流館、大学院法学研究科、笠松刑務所、十六銀行、名古屋地方裁判所、総務省、国会議事堂、知的財産高等裁判所、最高裁判所、法務省、アンダーソン・毛利・友常法律事務所	【参加者】 26名日本法教育研究センター（ウズベキスタン、モンゴル、ベトナム・ハノイ、カンボジア、ベトナム・ホーチミン、ラオス）
8月21日(月) ～22日(火)	サマースクール「アジアの法と社会2017」(連携企画「アジアのための国際協力in法分野2017」) 於：名古屋大学・アジア法交流館 2階アジアコミュニティフォーラム	【参加者】 1日目 33名 2日目 34名

2017年度名古屋大学「法整備支援の研究」全体会議を開催します。

テーマ：「ASEAN共同体と人の移動—インパクト、課題、展望—」

日 時：2017年12月16日(土)13:00～17:35(予定) 12月17日(日)10:00～15:30(予定)

会 場：名古屋大学・アジア法交流館(2階)アジアコミュニティフォーラム

1 日目 セッション1 「地域労働市場と移民・移住—現状と課題」

セッション2 「国際結婚と人の移動—課題と展望」

2 日目 セッション3 「人身売買の問題とそのリスクへの取組」

セッション4 「人の移動に関するASEAN地域の法及び規制枠組」

CALE外国人研究員紹介



ドウ タン ヌエ (Daw Than Nwe) 先生

ミャンマー学術アカデミー 会員 (元ヤンゴン大学 法学部長)

受入期間：2017年5月21日～2017年8月31日 (3ヵ月)

研究課題：Development of Arbitration Law in Myanmar

2017年度 CALE院生研究協力員紹介

布留谷 望	法科大学院修了生	坂本 あずさ	法科大学院	2年
伏屋 太郎	法科大学院修了生	重富 賢人	法科大学院	2年
松本 尋規	法科大学院修了生	柴田 正義	大学院法学研究科	2年
佐藤 朋美	法科大学院修了生			

CALE人事

【採用】

特任講師 木本 真理子 (2017年8月1日)
(ハノイ・日本法教育研究センター勤務)

特任講師 玉垣 正一郎 (2017年8月1日)
(カンボジア・日本法教育研究センター勤務)

特任講師 西坂 祥平 (2017年8月1日)
(ウズベキスタン・日本法教育研究センター勤務)

【退職】

特任講師 杉田 昌平 (2017年8月31日)
(ハノイ・日本法教育研究センター)

特任講師 宮田 晶子 (2017年8月31日)
(カンボジア・日本法教育研究センター)

【配置換え】

ウズベキスタン・日本法教育研究センターからアジアサテライトキャンパスへ

特任講師 寺田 友子 (2017年9月1日)

発行

名古屋大学法政国際教育協力研究センター

【連絡先】

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

TEL. 052-789-2325・4263 / FAX. 052-789-4902

E-mail : cale-jimu@law.nagoya-u.ac.jp

CALE NEWSのバックナンバーはCALEのホームページでもご覧いただけます

URL <http://cale.law.nagoya-u.ac.jp>

CALE NEWSが不要の方および送付先を変更される方は、
上記連絡先までご連絡下さい。

「草原」(モンゴル・テレルジという景勝地に向かう道の途中の草原)

【山本哲史(名古屋大学 大学院法学研究科(モンゴル法学担当)特任講師)撮影

草原一夏にモンゴルを訪れると、それがこの国を語る時に外し得ない最大の特徴であることを知る。牧草地を土地所有権の対象外とし、伝統的な遊牧業を保護する原則は、憲法にも規定されている国である。

他方、金や銅、さらにはウランなどの地下資源が豊富に眠っていることが明らかとなるにつれ、その開発、所有、採掘や精製の操業権をめぐる争いは絶えない。近代化と自然環境や伝統的な生活様式を守ることを両立させる方が問われている。

